



# 鳥取県公報

平成13年12月25日(火)

号外第133号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

訓 令	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(12)(職員課)..... 1
	鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令(13)( )..... 3
人委規則	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係鳥取県人事委員会規則の整理に関する規則(16)(給与課)..... 3
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(17)(任用課)..... 7
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則(18)( )..... 8
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(19)(給与課)..... 9
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(20)( ).....10
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(21)( ).....11

## 訓 令

### 鳥取県訓令第12号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和39年鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給(昇格)通知書を職員に交付して行 <del>う</del> 。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号))	(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給(昇格)通知書を職員に交付して行 <del>な</del> う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、これにかえることができる。

第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもってこれに代えることができる。

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）

略

2 昇任（現に有する職より上位の職を命ずる場合）

略

略

略

勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）

略

2 昇任（現に有する職より上位の職を命ずる場合）

略

略

職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

3～45 略 第2～第4 略	略	3～45 略 第2～第4 略	略
-------------------	---	-------------------	---

附 則

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

**鳥取県訓令第13号**

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（異動等に伴う着任） 第15条 新たに職員となった者又は所属の異動を命ぜられた職員は、 <u>発令</u> を受けた後速やかに着任しなければならない。 2 略	（異動等に伴う着任） 第15条 新たに職員となった者又は所属の異動を命ぜられた職員は、 <u>辞令の交付</u> を受けた後速やかに着任しなければならない。 2 略

附 則

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

**人事委員会規則**

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係鳥取県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第16号**

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係鳥取県人事委員会規則の整理に関する規則

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める職員は、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める職員は、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寮母で職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員とする。</p> <p>2及び3 略</p>

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> <th style="text-align: center;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲学校 ろう学校 養護学校</td> <td style="text-align: center;">(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	略			盲学校 ろう学校 養護学校	(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	略	略			<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> <th style="text-align: center;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲学校 ろう学校 養護学校</td> <td style="text-align: center;">(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	略			盲学校 ろう学校 養護学校	(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母	略	略		
勤務箇所	職 員	調整数																							
略																									
盲学校 ろう学校 養護学校	(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	略																							
略																									
勤務箇所	職 員	調整数																							
略																									
盲学校 ろう学校 養護学校	(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母	略																							
略																									

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)~(10) 略</p> <p>2~4 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母</p> <p>(2)~(10) 略</p> <p>2~4 略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級</th> <th style="width:90%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務 (2)~(13) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3の12（第2条の4関係） 教育職給料表(1)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">職 種</th> <th colspan="5" style="width:90%;">職務の級</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">学歴免許</th> <th style="width:10%;">1 級</th> <th style="width:10%;">2 級</th> <th style="width:10%;">3 級</th> <th style="width:10%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6（第3条の2関係） 教育職給料表(1)初任給基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職 種</th> <th style="width:30%;">学歴免許</th> <th style="width:50%;">初 任 給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1 級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2 級	(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務 (2)~(13) 略	略		職 種	職務の級					学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級	略						講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	略					職 種	学歴免許	初 任 給	略			講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	略		<p>別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級</th> <th style="width:90%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 (2)~(13) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3の12（第2条の4関係） 教育職給料表(1)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">職 種</th> <th colspan="5" style="width:90%;">職務の級</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">学歴免許</th> <th style="width:10%;">1 級</th> <th style="width:10%;">2 級</th> <th style="width:10%;">3 級</th> <th style="width:10%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6（第3条の2関係） 教育職給料表(1)初任給基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職 種</th> <th style="width:30%;">学歴免許</th> <th style="width:50%;">初 任 給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1 級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務	2 級	(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 (2)~(13) 略	略		職 種	職務の級					学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級	略						講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母	略					職 種	学歴免許	初 任 給	略			講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母	略	
職務の級	標準的な職務																																																																																
1 級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務																																																																																
2 級	(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務 (2)~(13) 略																																																																																
略																																																																																	
職 種	職務の級																																																																																
	学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級																																																																												
略																																																																																	
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	略																																																																																
職 種	学歴免許	初 任 給																																																																															
略																																																																																	
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	略																																																																																
職務の級	標準的な職務																																																																																
1 級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務																																																																																
2 級	(1) 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 (2)~(13) 略																																																																																
略																																																																																	
職 種	職務の級																																																																																
	学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級																																																																												
略																																																																																	
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母	略																																																																																
職 種	学歴免許	初 任 給																																																																															
略																																																																																	
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母	略																																																																																

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第5条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長(園長を含む。)教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長(園長を含む。)教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母とする。</p>

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第6条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前							
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)							別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)							
職務の級			1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級			1 級	2 級	3 級	4 級	
組織	教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	学校	助 教 諭	教 頭	略	略	教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	学校	助 教 諭	教 頭	略	略
				養護助教諭	教 諭						養護助教諭	教 諭		
				講 師	助 教 諭						講 師	助 教 諭		
				実習助手	養護助教諭						実習助手	養護助教諭		
		寄 宿 舎 指 導 員		講 師						寮 母		講 師		
		略								略				
		略								略				
		略								略				

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第7条 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p>
略	略

(12) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合 6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 略	(12) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合 6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 略
--	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第8条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。 略 (33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合 6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 略	(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。 略 (33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合 6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第17号**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(辞令又は通知書の交付)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、任命権者が別に定める場合には、任命権者が別に定める適当な方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 職員を採用し、昇任、降任、配置換、転任若しくは出向をさせ、又は任用を更新した場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(辞令又は通知書の交付)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には職員に辞令又は、通知書を交付しなければならない。但し、訓令等をもってこれにかえることができる。</p> <p>(1) 職員を採用し、昇任、降任、配置換、転任若しくは出向させ又は任用を更新した場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

## 附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 鳥取県人事委員会規則第18号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和42年鳥取県人事委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査の請求に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第2条 公務災害補償の実施に関して異議のある者が法第5条第1項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面でしなければならない。</p> <p>2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査の請求に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第2条 公務災害補償の実施に関して異議のある者が法第8条第1項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面でなければならない。</p> <p>2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、</p>

次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が記名押印して、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職及び所属学校

(2)~(6) 略

3 略

次の各号に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が記名押印して、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属地方公共団体及び所属学校

(2)~(6) 略

3 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 狂犬病予防等業務手当 )</p> <p>第10条 条例第23条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>( 狂犬病予防等業務手当 )</p> <p>第10条 条例第23条第1項の人事委員会規則で定める狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第13条の規定に基づく狂犬病の予防注射</p> <p>(2) 法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲</p>

に基づく犬の捕獲

- (2) 法第6条第9項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分
- (3) 法第13条の規定に基づく犬の検診又は狂犬病の予防注射
- (4) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号。次号において「動物愛護条例」という。)第17条第1項の規定による野犬等の収容(第1号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (5) 動物愛護条例第18条第3項の規定による野犬等の殺処分(第2号に掲げる業務に該当するものを除く。)

- (3) 法第6条第9項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分
- (4) 法第13条の規定に基づく犬の検診

2 条例第23条第1項の人事委員会規則で定める鳥取県飼い犬管理条例(昭和47年3月鳥取県条例第8号。以下この項において「飼い犬条例」という。)の規定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 飼い犬条例第9条第2項の規定に基づく犬の捕獲
- (2) 飼い犬条例第9条第6項の規定に基づく犬の殺処分

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1~4 略		1~4 略	
5 船岡町		5 船岡町	
機 関	職	機 関	職

略	
町長部局	課長 出納室長
略	

6～53 略  
備考 略

略	
町長部局	課長
略	

6～53 略  
備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第21号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（へき地学校及び準へき地学校）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（へき地学校、<u>準へき地学校及び特別地域学校</u>）</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 条例第11条の5第1項に規定する特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するもの（以下「特別地域学校」という。）は、別表第3のとおりとする。</u></p>
<p>（へき地手当に準ずる手当の支給）</p> <p>第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）が在勤地を異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に</p>	<p>（へき地手当に準ずる手当の支給）</p> <p>第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）が在勤地を異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に</p>

掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 県費負担教職員がへき地学校若しくは準へき地学校(以下「へき地等学校」という。)以外の学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 略

2 略

別表第1(第2条関係)

へき地学校

所在地	学校名	級別
倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見分校	2級
略		
東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級
略		
日野郡日南町花口1260番地2	石見東小学校花口季節間分校	2級
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住分校	2級
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	2級
略		
岩美郡岩美町大字鳥越259番地	岩美南小学校鳥越季節間分校	1級
略		
日野郡日南町神戸上2473番地	石見東小学校	1級
略		

別表第2(第2条関係)

準へき地学校

所在地	学校名
岩美郡国府町大字栃本463番地4	大茅小学校
東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校
東伯郡東伯町大字古長217番地	古布庄小学校
西伯郡会見町池野451番地1	会見第二小学校
略	

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 県費負担教職員がへき地学校、準へき地学校若しくは特別地域学校(以下「へき地等学校」という。)以外の学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 略

2 略

別表第1(第2条関係)

へき地学校

所在地	学校名	級別
東伯郡三朝町大字中津641番地	東小学校中津分校	3級
倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見分校	2級
略		
東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級
東伯郡三朝町大字下畑572番地	南小学校下畑季節間分校	2級
略		
日野郡日南町花口1260番地2	石見東小学校花口季節間分校	2級
略		
岩美郡岩美町大字鳥越259番地	蒲生小学校鳥越季節間分校	1級
略		
日野郡日南町神戸上2473番地	石見東小学校	1級
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住分校	1級
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	1級
略		

別表第2(第2条関係)

準へき地学校

所在地	学校名
岩美郡国府町大字栃本463番地4	大茅小学校
八頭郡若桜町大字中原326番地	池田小学校
八頭郡智頭町大字福原19番地	山郷小学校
東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校
略	

別表第3(第2条関係)

特別地域学校

所在地	学校名
東伯郡東伯町大字古長217番地	古布庄小学校